

令和3年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年5月21日 開会

令和3年5月21日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第5回教育委員会定例会

令和3年5月21日（金）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第25号 令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年5月分）について

報告第26号 令和2年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について

報告第27号 令和2年度中学校英語検定助成等について

報告第28号 小中学校児童生徒の不登校の状況について

報告第29号 令和2年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について

報告第30号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）について

5 議案審議

議案第11号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について

議案第12号 新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について

議案第13号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて

6 その他

7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長 鎌 田 章 宏

主幹 媚 山 孝 裕

学校教育グループ長 石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、本日は1年で1番忙しい田植さなかの会議となり、申し訳ございません。

私こと、去る4月28日に開会されました町議会臨時会におきまして、任期満了に伴います教育長の任命について、熊田町長より私の再任について上程があり、議会の同意、議決をいただきました。私は、浅学非才でございまして、教育委員各位の温かいご指導を賜り任期6年務めることができました。引き続き重責を担うこととなり、身の引き締まる思いでございます。この教育長室に掲げております新十津川町教育目標の推進に、微力を尽くす所存でございますので、何とぞ委員の皆様におかれましては旧に倍するご指導のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、ただいまより、令和3年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告をご覧いただきたいと思っております。4月23日から本日5月21日までの行事をまとめておりますので主な行事についてご説明申し上げます。まず4月26日、ふるさと公園開き及びピンネシリ山開き安全祈願祭がふるさと公園イベント広場で行われ、久保田教育長が出席しております。続きまして、4月29日、ふるさと公園体育施設の野球場、サッカー場、テニスコート、パークゴルフ場、温水プールがオープンしました。また、5月1日にはかぜのび、開拓記念館がそれぞれオープンしております。なお、新型コロナウイルス感染予防対策で、5月14日に国から北海道に緊急事態宣言が発出され、教育委員会として所管する社会教育施設全ての施設が5月16日から5月31日までの間休館となっております。続きまして、4月30日、役場閉庁式がありまして、歴代の町長、元安藤町長、前植田町長出席のもと行われまして、久保田教育長、鎌田事務局長が出席しております。5月6日、新庁舎の落成式が行われまして、関係者約30人出席のもと、久保田教育長、鎌田事務局長が出席しております。続きまして、5月10日、新小の獅子神楽特別クラブの発会式が新小体育館で行われました。

今年度は、22人の児童により活動が開始となりました。5月13日、空知教育局教育支援課長、義務教育指導班主査、指導主事3名がゆめりあに来町し、今年度の学校教育事業について協議を行いました。5月14日、第1回社会教育委員の会がゆめりあで行われ、

事業報告として、令和2年度の社会教育関係施設利用状況について並びに協議事項として今年度の社会教育委員の研修計画及び社会教育実施計画の取組について協議しました。

次に行事報告には記載しておりませんが、5月9日、日曜日に子ども会育成連絡協議会主催で旧役場庁舎を利用した「役場であそぼう」が開催されました。この企画は、子どもたちが発案し実現となった行事で、町内の小中学生など116人が参加し、コロナ感染対策を取りながら、庁舎の壁やガラスにマジック、クレヨンで動物などを自由に絵に書いたり、また、施設を使ってかくれんぼなどを行いました。この模様は、北海道新聞、プレス空知の新聞に掲載されたほか、札幌テレビ放送、STVテレビでニュースでも報道されました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第25号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年5月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに4月の新学年学級編成後に異動がなく、小学校309人、中学校159人、合わせて468人の在籍となっております。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第25号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第25号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第25号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第25号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年5月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第26号令和2年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。まず、助成の対象となる通学費は、自宅から学校

までの通学において公共交通機関を利用し、月額10,000円以上負担している場合に適用し、その額の2分の1以内、上限は20,000円としてございます。申請及び助成状況について表でご説明いたします。高校の所在地別では、札幌市1校1人、旭川市1校1人、岩見沢市1校2人、砂川市1校6人、滝川市2校6人の合計6校16人となっております。これにより、通学費の合計金額は1,392,676円で、助成額は合計で687,100円となりました。通学費全体に対する助成率は49.3%となっております。以上、報告第26号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第26号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第26号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第26号令和2年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第27号令和2年度中学校英語検定助成等について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書7ページをお開き願います。1の令和2年度英検受験申込者数及び合格者数の状況について。英検は年3回実施されておりまして、適宜学校で受験を奨励した結果、申込者数は合計欄の1年生が12人、2年生が45人、3年生が25人、合計で82人が受験を申込みしております。合格者数で見ますと、1年生は12人合格していますが、基準となる5級が10人、基準以上の4級が2人合格しております。2年生は32人が合格していますが、基準となる4級が19人、基準以上の3級が5人、準2級が1人でございました。

3年生は12人が合格していますが、基準となる3級が7人、基準以上の準2級が2人となっておりますので、卒業段階での3級以上の取得者割合は、3年生の生徒数55人でしたので16.4%となっております。次に2の令和2年度英検助成状況でございますが、助成対象となった人数は74人で、助成額は221,900円でございます。以上、報告27号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第27号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第27号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第27号令和2年度中学校英語検定助成等については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第28号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書9ページをお開き願います。まず、不登校の定義についてご説明をいたします。

文部科学省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるものと定義をされています。

これを基に、学校では不登校であるか否かを判断してございます。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとなりますので、欠席日数にカウントされておりません。これらを踏まえ、表につきましてご説明いたします。1番目の表は、令和2年度における小中学校児童生徒の不登校の状況をまとめたものでございます。小学校は、1年生から4年生まで各1人ずつ、5年生2人、6年生2人で合計8人で、全校児童に対する不登校の比率は2.64%でございます。中学校は3年生3人で、不登校の比率は1.86%でございます。次に2番目の表では、児童生徒を個別に各月の欠席日数を示しております。網かけ部分が欠席日数で、下段が出席の日数になります。以上、報告第28号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第28号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第28号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第28号小中学校児童生徒の不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第29号令和2年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書11ページをお開き願います。内容につきましては、別紙のとおり報告第29号別紙としまして、12ページから19ページまで各施設の利用状況をご説明いたします。各施設の網かけの部分が令和2年度の数値となります。昨年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、5月中旬頃まで休館等の対応をした施設があるほか、1年を通じ収束が見えない状況が続いておりまし

たので、その影響を受け、全施設的に利用者が減少をしている状況にございます。唯一その中で18ページ、19ページをお開き願います。1番上段のそっち岳スキー場の利用、リフトの利用回数につきましては、昨年3月にコロナの影響で閉鎖をしておりました令和元年度と比較し23,993回の増、通常営業でありました平成30年度比較し27,509回の増と大幅に利用回数が増となっておりますことをご報告させていただきます。以上、報告第29号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第29号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第29号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第29号令和2年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第30号令和3年度新十津川町一般会計補正予算(第2号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書21ページをお開き願います。内容は別紙のとおりといたしまして、報告第30号別紙としまして22ページ、23ページをお開き願います。10款教育費、既定額495,508,000円、補正額778,000円の増額、補正後の計は496,286,000円でございます。

今回の補正予算は、小中学校の新型コロナウイルス感染症予防対策に係る増額の補正予算でございます。財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。まず2項小学校費、2目教育振興費、説明欄の7番、小学校修学旅行等保護者負担軽減事業594,000円につきましては、小学6年生の修学旅行について、新型コロナウイルス感染症予防対策として、研修先の変更と密を避けるため、貸切バスの追加をすることで生じる増加経費を助成し、保護者負担を軽減いたします。次に3項中学校費、2目教育振興費、説明欄の6番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業184,000円は、中学2年生の宿泊研修について、新型コロナウイルス感染症予防対策として密を避けるため、貸切バスの追加をすることで生じる増加経費を助成し、保護者負担を軽減いたします。

内容説明は以上でございますが、この補正予算案につきましては、4月28日の町議会第4回臨時会に提出をし議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告30号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

小学校の行き先変更についてお願いします。

◎鎌田事務局長

小学校6年生修学旅行につきましては、当初計画ではルスツリゾート、札幌市内研修、定山溪宿泊の予定でございました。そちらをルスツリゾートとニセコでラフティング体験、宿泊地をルスツリゾートと変更をしております。時期は、6月の23日、24日、1泊2日となっております。中学校の2年生宿泊研修につきましては、当初、札幌市と小樽市を予定しておりました。そちらを小樽市に変更をしております。日程につきましては、5月の19から20の1泊2日を予定しておりましたが、今回のコロナの状況によりまして日程を変更し、7月の夏期休暇前か8月休暇後か、それを見極めて10月までの間で日程を調整ということになっております。以上でございます。

◎久保田教育長

報告第30号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第30号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第30号令和3年度新十津川町一般会計補正予算(第2号)については報告のとおり了承されました。ここで私から提案をさせていただきます。委員の各位にお諮りいたします。今ほど私から配付する議案、報告第31号を追加議案とさせていただきたいと思うところがございます。この報告案件につきましては、人事に関する事件でありますので、教育委員会会議規則として、第11条、会議は傍聴できる、ただし人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で公開しないことを議決したときはこの限りでないとなっております。この報告については非公開とすることを発議します。併せて会議録の公表については、同規則第15条の規程により公開しないこととした事項の審議に係る部分については公表しないことができるとされておりますので、併せて非公表とすることを発議します。委員各位から質問はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより採決いたします。報告第31号を非公表で行うこととし、併せて会議録を非公表とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第31号については非公開といたします。それでは、会議を続けます。

(報告第31号の審議)

◎久保田教育長

続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第11号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書25ページをお開き願います。まず、提案理由でございますが、新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、議決を求めるものでございます。この協議会は、本町における特別支援教育関係機関との連携協力を確保し、障害のある児童生徒に適切な教育的支援を行うため設置しているものでございまして、こちらの表になりますが、1任命しようとする者、氏名と職名のみ申し上げます。坪江潤、新十津川小学校長、渡邊現、新十津川小学校教頭、毎原徹、新十津川小学校教諭、小林正男、新十津川小学校教諭、新十津川中学校長は、校長が着任いたしましたら氏名を入れさせていただきます。大山口英輝、新十津川中学校教頭、鈴木真百子、新十津川中学校教諭、深瀬直人、町保健福祉課子育て・福祉グループ主査、岩崎優乃、町保健福祉課健康推進グループ保健師、野原菜々子、町保健福祉課健康推進グループ保健師、鎌田章宏、教育委員会事務局長、石井秀紀、教育委員会学校教育グループ長の12人でございます。2任期につきましては、任命の日から令和4年3月31日まででございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第12号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書27ページをお開き願います。まず、提案理由でございますが、新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第8条第1項及び第2項の規定により委員を委嘱することにつき、議決を求めるものでございます。この協議会は、学校の運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として法に基づいて設置しているものでございます。

1委嘱しようとする者といたしまして、表をご覧ください。氏名と職名のみ申し上げます。

ます。西川雅浩、新十津川小学校PTA会長、片山豊和、新十津川中学校PTA会長、大窪敏文、文京区長、出村健司、花月区長、笠井正憲、新十津川町青少年健全育成町民会議代表、川野名秀、新十津川町社会教育委員の会副委員長、廣田あゆみ、新十津川町民生児童委員協議会主任児童委員、高橋逸雄、新十津川町安全・安心推進協会副会長、酒井雅彦、保健福祉課子育て支援アドバイザーの9人でございます。2任期は、委嘱の日から令和4年3月31日まででございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第13号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願ひます。

◎鎌田事務局長

議案書の29ページをお開き願ひます。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容につきましてご説明いたします。議案第13号別紙といたしまして、30ページの議会提出議案をごらんください。下段、提案理由欄に記載のとおり、保健福祉課の一部及び教育委員会事務局の新十津川町総合健康福祉センターへの事務所移転等に伴い、当該施設の設置目的及び事業内容について改正を行うものでございます。31ページの新旧対照表をご覧ください。改正案の第1条の設置目的は、下線部のとおり、町民の健康増進、教育、スポーツ及び文化の振興等を図ることにより、町民の心身ともに健康な生活の実現及び教養の向上に資するために改正をしております。第3条の事業内容は、現行の第7号以外の6項目ある保健福祉課所管事業を改正案の第1号及び第3号に整理をし、教育委員会所管事業といたしまして第2号の高齢者の生きがいつくりの推進に関する事業、第4号の教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業にするものでございます。30ページに戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行をいたします。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

特にございませぬ。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和3年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時45分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 近 藤 陽 介